叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する
従七位
中村　盛俊　鍋谷　良藏
宮島　次郎　渡部　隆
正六位に叙する（各通）
浅地　敏人　安中　種彦
佐藤　光雄　千葉　君男
松浦　敏夫　松田　文雄
従六位に叙する（各通）
大島喜美夫
藤永　昭二
正七位に叙する
（准陸尉）
芳賀　勝
従七位に叙する（各通）（以上六月二十八日）
加藤　伸勝
従四位に叙する
成川　豊樹
正五位に叙する
栗原　源博
甫坂　年三
従五位に叙する（各通）
繁永　光彦
堀山　政夫
正六位に叙する（各通）
瀧田　昌弘
吉沢　真澄
従六位に叙する（各通）
大島　善一
中田　渉
従七位に叙する（各通）
今村　馨
鈴木　誠司
従六位に叙する（各通）
塩崎　和男
福井　満
正七位に叙する（各通）
山内　博文
従七位に叙する（以上六月二十九日）
（北九州工業高等専門学校名誉教授）
國清　行夫
（筑波大学名誉教授）
春山　国広
従四位に叙する（各通）
上井　正司
従七位
山崎　雅司
正五位に叙する（各通）
河村　安生
従五位に叙する（各通）
堀井　榮藏
石坂　正二
河本　隆成
坂本題一郎
西山　保市
松尾　公
吉田　耕一
渡邉　浩造
正六位に叙する（各通）
小峰　秋男
井上　朝爲
片平　美好
早川　堅也
亀井　久司
來島　豊
袴田　哲雄
眞鍋　房清
涌田　寶憲
従六位に叙する（各通）
勝山　利明
加藤　欣二
古清水義則
齋藤　一二
中野　鉄夫
浜田　陸男
森本　安治
室賀　正治
正七位に叙する（各通）
高橋　恭一
従七位に叙する（以上六月三十日）
（群馬大学名誉教授）
北川　二郎
原口卯太郎
（大阪大学名誉教授）
大谷　杉郎
正四位に叙する（各通）
花崎　伸作
従六位に叙する（各通）
淺谷　晋
酒井　睦生
黒川　武士
（福岡県警部補）
寒川　安彦
正七位に叙する（各通）（以上七月一日）
谷川　仁
菊地　通裕
正六位に叙する
藤井　壽
米澤　喜作
従六位に叙する（以上七月二日）
中村　道男
正七位に叙する（七月三日）
織田　正
中井　久
花田　豐三
従五位に叙する（各通）
小澤　兌治
正六位に叙する
西川和喜夫
正七位に叙する（以上七月四日）
矢島　惠子
従七位に叙する（七月五日）
○叙勲
（福岡県岡垣町議会議員）
旭日単光章を授ける（各通）（六月二十八日）
吉沢　真澄
旭日双光章を授ける
松尾　重幸
橋口　正男
三上冨二江
旭日単光章を授ける（各通）（以上六月二十九日）
吉田　耕一
旭日双光章を授ける（六月三十日）
藤井　壽
旭日双光章を授ける（七月二日）
大場　倉吉
浅地　敏人
安中　種彦
新見　錦造
佐藤　光雄
鍋谷　良藏
宮島　次郎
野中加津良
藤永　昭二
瑞宝双光章を授ける（各通）
芳賀　勝
（准陸尉）
日野　俊治
渡辺　英直
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十八日）
亀卦川　篤
石川　亀夫
岩崎　正治
西谷　富雄
塩崎　和男
繁永　光彦
山崎　豪優
瑞宝双光章を授ける（各通）
山内　博文
江口　宏
中川二三男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十九日）
小倉　英俊
春山　国広
（筑波大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
加藤　欣二
和泉　利雄
井上　朝爲
坂本題一郎
河本　隆成
小峰　秋男
袴田　哲雄
中野　鉄夫
西山　保市
松尾　公
早川　堅也
堀井　榮藏
眞鍋　房清
森本　安治
涌田　寶憲
瑞宝双光章を授ける（各通）
濱田　宏輝
鈴木　松夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月三十日）
花崎　伸作
（大阪大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
前田　宏
酒井　睦生
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上七月一日）
菊地　通裕
瑞宝双光章を授ける（七月二日）
米澤　喜作
瑞宝双光章を授ける（七月三日）
小澤　兌治
瑞宝双光章を授ける（七月四日）
花田　豐三
瑞宝単光章を授ける（七月五日）

官庁報告

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年八月三日

北海道経済産業局長　柚原　一夫

一　件名

1　室蘭ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更認可に係る公聴会

2　旭川ガス株式会社申請の一般ガス供給約款（江別地区）の変更認可に係る公聴会

二　期日

1　前号の1の事案　平成二十二年八月二十四日　午後二時から

2　前号の2の事案　平成二十二年八月二十六日　午後二時から

三　場所

1　第一号の1の事案　室蘭市市民会館　二階小会議室2（室蘭市輪西町二丁目五番一号）

2　第一号の2の事案　野幌公民館　二階　視聴覚室（江別市野幌町十三―六）

四　事案の要旨

1　第一号の1の事案　室蘭ガス株式会社の熱量変更終了に伴う総原価見直しによる一般ガス供給約款の変更（平成十六年九月十六日付けでガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款料金を平均十七・二九％引き上げる。

2　第一号の2の事案　旭川ガス株式会社（江別地区）の熱量変更終了に伴う総原価見直しによる一般ガス供給約款（江別地区）の変更（平成八年四月十九日付けでガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款料金を平均十二・三四％引き上げる。）

3　詳細は、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）並びに第一号の1の事案については室蘭ガス株式会社（室蘭市日の出町二丁目四十四番一号）、第一号の2の事案については旭川ガス株式会社（旭川市四条通十六丁目左六号）及び旭川ガス株式会社江別支社（江別市野幌末広町三十八番地二）において閲覧に供する。